

平成 27 年度 事業 計 画 書

自 平成 27 年 1 月 1 日
至 平成 27 年 12 月 31 日

I. 事 業 方 針

昨年国会を通過した保険業法の改定が来年度施行されるまでの本年度は、保険募集市場は大きな変化に直面します。保険募集に関わる法改正は「意向把握義務」「情報提供義務」「募集人の体制整備義務」「比較推奨販売適正化」となります。

一社専属代理店は、平成 26 年 11 月に発表された「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づき、これまで通り委託保険会社による、管理・監督・指導下でこれらの法的義務を遵守することとなります。

多数の保険会社と乗り合う代理店、および生保・損保いずれかの手数料収入が一定規模以上の大型代理店は、特定代理店として自らが定める体制整備の義務を負い、直接金融庁の監督下に置かれます。

専属代理店ではないが複数社と乗り合う代理店は、消費市場に対して自らの体制整備を整え、特に比較推奨販売の態勢を明確にすることが求められます。

今年度の弊組合の事業方針は、こうした保険募集市場の変動と、中小保険代理店が保険市場に確固たる地位を獲得する為の活動を目標として活動します。

昨年度から取組んでいます、組合代理店間のクラウドを活用したインフラ整備である「情報共有」「情報交換」「代理店の IT 支援」に加え、代理店間で共有すべき「意向把握義務」「情報提供義務」「比較推奨販売適正化」の体制整備の共有化を今年度は進めて行く為に、代理店の・代理店による・代理店の為の活動を形ある成果物として取組みます。

「数は力なり」という事実からも、組合員の増大への努力を行い。「消費者の支持」「保険会社との適正な連携」という保険募集市場への未来志向を目指します。

II. 事業計画

1. 代理店活動のインフラ整備

- ①クラウド上への保険関係文書保管
- ②クラウドを介した、情報共有と情報交換
- ③組合員向け代理店機械化の支援

2. 共同受注の事業

- ①自治体の関与する保険の斡旋
- ②その他団体への保険の斡旋

3. 組合員のためにする事業資金の転貸事業

金融機関より資金を借り入れ、組合員に事業資金として転貸する事業

- | | |
|---------|---------------|
| ① 借入れ先 | 株式会社 商工組合中央金庫 |
| ② 貸付利率 | 4.0% |
| ③ 借入れ利率 | 3.5% |

4. 全国保険代理業協同組合連合会が行政に対して行う請願、陳情への支援事業

5. 団体協約の締結

組合員事業に対する不当な行為に対して改善を申入れ、協約を締結する事業

6. 組合員に対する教育、広報、経営改善のためのセミナー開催等の事業

- a . 保険業界の動向および関連する事項について、各方面の専門家を招き各種セミナーの開催
- b . 組合員の顧客先等が扱う商品情報の収集と提供
- c . インターネットのホームページの保守と情報交換の事業

7. 各地保険代理業協同組合との情報交換の事業

8. 他の同業団体との情報交換の事業

9. 労働保険事務組合の運営と労働保険の普及事業

10. 組合員のためにする販売促進事業

市場開拓に関する情報の収集と提供

11. 組合員の福利厚生に関する事業

- a . 懇親会等を開催し、組合員間の相互の親睦を図る
- b . 組合員に対する慶弔見舞